

(9) 文化事業の推進

伝統文化や文化財保護思想の普及・啓発を図るため、諸事業を実施します。

内閣御殿は、保存管理計画及び整備基本計画に基づいて年次的に整備を行います。また、地域と連携しながら内閣御殿の復元に向けての環境づくりに努めるとともに、内閣御殿をはじめとする町内の文化財を案内できるボランティアの育成に努めます。

(10) 町民交流センター利活用の推進

町民交流センターでは、町民の文化・芸術活動の拠点となるよう、町内・町外を問わず利用しやすい運営事業に努めます。

(11) 国際交流事業の推進

国際交流事業については、引き続き、海外移住者子弟研修生受入事業を実施します。また、「10月30日世界のウチナーンチュの日」を機に移民の歴史や多文化共生についての発信に努めます。

3 「安全で環境にやさしいまちづくり」について

(1) 交通安全施設の整備と交通安全教育の推進

交通安全施設の整備を図るとともに、交通安全教育についても、関係機関・団体と連携し交通安全指導

や広報啓発活動などを実施し、事故防止に努めます。

(2) 消防・防災体制等の確立

町民の生命及び財産を災害等から保護するため、各種防災資機材の更新や保守管理を適正に実施します。また、東部消防組合及びその他関係機関、自主防災組織との連携を強化するとともに、防災訓練などを通じて町民の防災意識の高揚に努めます。

防犯活動については、関係機関・団体と連携し、地域安全活動などを通して、犯罪のない明るく住みよいまちづくりを推進します。

(3) 環境保全対策の推進

一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化に努めます。併せて資源を大切にす町民意識の高揚を図るため、広報紙などで周知していきます。

南部広域行政組合で進める南部地区6市町のごみ処理施設の建設に向けて取り組みます。また、最終処分場については、一部供用開始されましたが、引き続き事業完了に向けて取り組みます。

不法投棄を未然に防ぐため、看板を設置するとともに、関係機関と連携し環境パトロールを実施します。

生活排水対策については、浄化槽設置事業補助金の活用を推進するとともに、町生活排水対策推進計画に

基づき、「水遊びのできる川」をめざして、河川の水質改善を図ります。

墓地行政については、本町の都市計画や土地利用計画と調整を図るとともに、地域環境と調和がとれるよう無秩序な開発防止に努めます。

(4) 上水道事業の充実

地震に強い強靱な水道施設の整備を図るとともに、安全で安心な水道水を安定的に供給するため、引き続き水道施設の整備拡充、老朽化が進行する施設の維持管理、修繕等を強化し有収率の向上に努めます。

平成31年度は安室地区老朽管更新、西地区土地区画整理事業地区内の配水管の整備に取り組みます。

(5) 下水道事業の推進

汚水事業については、未普及地区解消のため、仲伊保処理分区の整備を継続し、整備区域の拡大を図るとともに、接続率向上に向けて普及啓発に取り組みます。

雨水事業については、浸水被害軽減を図るため、西地区土地区画整理事業地区内の水路整備を引き続き進めます。

4 「健康と福祉のまちづくり」について

(1) 成人保健事業の推進

町民の健康づくりについては、「健

康寿命の延伸」「早世の予防」をめざし第2次の「にしはら健康21」を推進し、ライフステージに応じた健康づくりを進めます。

生活習慣病等と関連の深い歯周疾患予防に向け、歯周疾患検診を新たに実施します。さらにこれまで行ってきた特定健診、がん検診の受診勧奨に向けた新たな取組として、自治会報奨や個人へのインセンティブ事業を実施し、町民の健康増進の意識高揚を図ります。

また、風しんの感染拡大防止のための対策として、国・県と連携し、抗体保有率の低い世代の男性に対し、抗体検査・予防接種に取り組みます。

(2) 医療保険事業の推進

国民健康保険については、県内の多くの市町村が赤字を抱える中、本町においても医療制度改革の影響や保険給付費の伸びなどに伴い、依然として厳しい財政運営が強いられる状況にあることから、医療費の抑制を目的とする各種の保健事業を実施するとともに、医療費の適正化に向けてレセプト点検を強化します。また、2020年度の国民健康保険税率の見直しに向け検証を行うとともに、収納率向上特別対策事業を継続し税の徴収率の向上に努めます。

後期高齢者医療制度については、安心して医療が受けられるよう、沖縄県後期高齢者医療広域連合と

めざし、より効率的で質の高い介護保険事業を展開します。

なお、第7期介護保険事業計画において、整備を計画しております地域密着型施設として、小規模多機能型居宅介護施設の平成31年度の開設に向けて取り組みます。

(7) 障がい者（児）の福祉の推進

西原町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画「ほのぼのプラン2018」に基づき、地域や関係機関と連携して、障がい者福祉の推進に努めます。

障がい者の重度化・高齢化への対応や地域移行を進めるため、地域生活支援拠点の整備に取り組みます。また、自殺対策基本法で市町村に義務付けられた自殺対策計画の策定に取り組みます。

5 「豊かで活力のあるまちづくり」について

(1) 農業の振興

農業振興については、都市近郊型農業を推進するため、園芸作物において、農業施設導入や農薬購入に対する補助を実施するとともに、営農指導員を配置し、付加価値の高い農産物の生産や安定出荷を支援します。

担い手の育成については、農業委員

